

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（し）してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

低所得世帯支援給付金（家計急変世帯分）（以下「給付金（家計急変世帯分）」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 給付金（家計急変世帯分）の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 既に低所得世帯支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。

③ 給付金（家計急変世帯分）は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職や事業活動に季節性があるもの等、収入の減少があらかじめ明らかであるものを対象として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。

④ 給付金（家計急変世帯分）の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、登別市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、登別市において支給決定をした後は、給付金（家計急変世帯分）の請求書として取り扱います。

⑦ 登別市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月2日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金（家計急変世帯分）が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金（家計急変世帯分）の支給後、申請書（請求書）の記載事項について虚偽であることや、給付金（家計急変世帯分）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金（家計急変世帯分）を返還します。

提出書類

必ず提出が必要です。

『低所得世帯支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）』（本書）

※必要事項をご記入ください。

令和6年1月～12月の収入の状況を確認できる書類の写し（コピー）

※原則、源泉徴収票又は確定申告書（控）の写し（コピー）を添付してください。

『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

（令和6年1月1日以降、複数回転居した方）『戸籍の附表の写し（コピー）』

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名